

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年11月22日（平成29年（行個）諮問第175号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行個）答申第92号）

事件名：本人の遺族補償年金支給請求に係る聴取書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者の息子，特定個人の遺族補償年金支給請求にかかる決定を特定労働基準監督署が行う際に作成した実地調査復命書，及び添付資料一切（除く開示請求者が提出した資料）。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成29年5月25日付け神個開第29-31号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 私の息子，特定個人は，特定年齢とゆう若さで自ら死をえらびました。

息子が仕事じょう，かかわってた人達の聴取の開示を申請しましたが内容は私の思っていたものではありませんでした。

とつぜん息子に先だたれ，残された遺族は，何もわからないまますごす事はできません。

息子がどう人とかかわり，どう仕事に対して向きあってたのか？少しでも知ってあげる事がくようになると思うのです。次にて書いてあります。

イ 私の息子，特定個人は，特定年齢とゆう若さでH26. 特定月自ら命を断ちました。

特定年齢の誕生日をむかえたばかりでした。

突然の息子の死に戸惑い、心も身体もバラバラの状態、心のやりば、身のおきばをどうしてよいのか、わからないまま、それでも、正常な精神状態をギリギリ保ちながら、この3年間を過ごしてきました。頑張れ！頑張れ！・・・と、自分を励ましながら・・・。

それは、とても辛く、苦しい！胸がはりさける思いでした。

今でも、その苦しみは続いています。

突然、大切な息子を亡くしてしまった親の心情として！息子の生きてきた証として！息子が仕事上、関わってきた人達の話を知りたくて、聴取書の開示をお願いしました。

息子がどのように人と関わってきたのか？

どのように仕事に対しとりくんでいたのか？

私の知らない息子の姿を知りたくて従業員の方々の聴取書の開示をお願いしましたが、届いた内容は、私の思っていたものではありませんでした。

内容を目にした時、私達遺族が知りたかった事は、全て黒塗りにされ、何ひとつ知る事ができず、驚きと！落胆と！

ショックで心が音をたてて崩れていくのを感じました。

どうして！？どうして！？どうして！？

私達遺族が、息子の最後の姿を知るために！

息子と関わってくれた人達の声を知りたいと思った気持ちは無惨にも打ち砕かれました。

親として、ありし日の息子の事を少しでも知ってあげる事が息子に対しての供養になるのではないか！？とゆう思いでした。

生きている人は法に護られ、死んでしまった人、残された遺族は何ひとつ知る事も許されない！

そんな理不尽な事があって良いのでしょうか？

遺族の苦しみ、悲しみ、辛さ！はどこへもって行けばいいのでしょうか？

最愛の息子を亡くした親として、聴取書の内容を知る権利があると思うのです。

どうかお願いします。

亡くなった息子の為に！そして残された遺族の為に・・・。そして母親である私が一歩前に進む為に、どうか！聴取書（従業員の）の開示をお願い致します。

宜しくお願いします。

(2) 意見書

審査請求の経緯と、その理由説明を頂きました。

全てが不開示に値する判断を目にし、いつも、目の前に立ちはだかるのは法律とゆう高い壁だとゆう事をあらためて思い知らされました。

私は大切な息子を自殺とゆう形で失いました。まだ特定年齢でした。

私は、親として、遺族として、息子が最後にかかわった人の声を聞きたい！

息子と親しくしてくれた人の話しを知りたい。息子の最後の様子を知りたい！

そう思うのは法律に反する事なのでしょうか？

理由説明書の中に被聴取者等が不当な干渉を受ける事が懸念され、請求者以外の個人の権利、利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当するため、不開示とする事が妥当だとありました。

ですが、親として、聴取を受けた方々が、息子をどのように思っていたのか？どのように仕事をしていたのか？どのように関わっていたのか？

親として知る権利があるはずです。

社会は全て、法律で守られ、動いているのは充分承知しております。説明書の中で言われている事も、よくわかります。

ですが、場合によっては、その法律によって何も知る事ができず、理不尽に苦しめられている人もいます。

今の私がそうです。

せめて、遺族が知りたい！最小限の事を！

遺族の心情を察して下さる法律があっても良いのではないのでしょうか？

全て、法律、法律、と弱い人間の前に立ちはだかりその度に、心は打ち砕かれ、心のやり場をなくしてしまいます。

今の社会は、生きている人（加害者）は守られ、亡くなってしまった人（被害者）は、守られず、時には世間に必要以上に晒され、その度家族が傷ついている姿をテレビ等で何度も見えています。

今回の審査結果は、亡くなった息子、残された家族に対して、心のやり場をなくす程非情なものでした。

私のような思いをし、傷つき、泣き寝入りをしている人は沢山いるのではないのでしょうか？

どうか！遺族に対して、もう少し人間味のある優しい、思いやりのある法律、弱い立場の人間を救ってくれる法律があっても良いのではないのでしょうか？全て被聴取者の権利だけを守るのではなく、遺族の権利も守って頂きたいと思います。

以上が私の審査結果に対する意見であります。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年4月25日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「開示請求者の息子、特定個人の遺族補償年金支給請求にかかる決定を特定労働基準監督署が行う際に作成した実地調査復命書、及び添付資料一切（除く開示請求者が提出した資料）。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその取消しを求めて、平成29年8月20日付け（同月24日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者の息子、特定個人の遺族補償年金支給請求にかかる決定を特定労働基準監督署が行う際に作成した実地調査復命書、及び添付資料一切（除く開示請求者が提出した資料）。」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、5の①、6の①、7の①、8の①、9の①、10の①、11の①、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、18の①、19の①、20の①、24の①、26の①、27の①、28の①、29及び31の①の不開示部分は、審査請求人以外の自署、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハマでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、5の②、6の②、7の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②及び14の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取をした内容等である。聴取内容

等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号14の③、15の②、16の②、17、18の②、19の②、20の②、21、22、24の②、25の①、26の②、27の②、28の②、30、31の②及び33の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の③、13の③、18の③、18の④、20の③、25の②及び34の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の②、5の②、6の②、7の②、8の②、9の②、10の②、11の②、12の②、13の②及び14の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側い

ずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号18の④、20の③、25の②及び34の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月7日 審議
- ④ 同月27日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年8月2日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年9月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「開示請求者の息子、特定個人の遺族補償年金支給請求にかかる決定を特定労働基準監督署が行う際に作成した実地調査復命書、及び添付資料一切（除く開示請求者が提出した資料）。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求人以外の聴取書について不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法14条2号該当性について

通番1、通番3、通番5、通番7、通番9、通番11、通番13及び通番15は、特定労働基準監督署の担当官が聴取した被聴取者の第三者の氏名、職業、住所、生年月日、署名、印影及び聴取場所であり、それぞれ氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

また、氏名、職業、住所、生年月日、署名及び印影については、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。その余の部分である聴取場所については、当該部分を開示すると、当該被聴取者を特定する手掛かりとなり得るものであることから、当該被聴取者の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 法14条2号及び7号柱書き該当性について

ア 通番12のうち、2頁9行目並びに3頁氏名、職業、住所及び生年月日については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認め

られず、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番2，通番4，通番6，通番8，通番10，通番12（上記アを除く。），通番14及び通番16は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」としている部分	5 不開示情報 (法14条 該当号)		
				2 号	3 号 イ	7 号 柱 書き
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書		① 14頁「事業場内における当該労働者の位置づけ」欄不開示部分、「事業場以外における当該労働者との相関図」欄不開示部分 (ただし審査請求人にかかる不開示部分を除く。)	○		
			② 1頁「事案の概要」欄不開示部分, 2頁不開示部分, 4頁ないし5頁不開示部分, 7頁ないし8頁不開示部分, 10頁ないし12頁不開示部分	○		○
			③ 1頁「労働者数」欄数字		○	
2	意見書①		① 7頁印影	○		
			② 2頁ないし3頁不開示部分, 5頁ないし6頁不開示部分	○		○
3	聴取書①		—			
4	聴取書②		—			
5	聴取書③	1	① 1頁住所, 氏名, 生年月日の数字部分, 3頁6行目署名及び印影	○		
		2	② 1頁9行目ないし3頁5行目 (ただし項番を除く。)	○		○
6	聴取書④	3	① 1頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の数字部分, 5頁6行目署名及び印影	○		
		4	② 1頁9行目ないし5頁5行目 (ただし項番を除く。)	○		○

7	聴取書⑤	5	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，3 頁 9 行目署名及び印影	○		
		6	② 1 頁 9 行目ないし 3 頁 8 行目（ただし項番を除く。）	○		○
8	聴取書⑥	7	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，聴取場所，2 頁 1 2 行目署名	○		
		8	② 1 頁 9 行目ないし 2 頁 1 1 行目（ただし項番を除く。）	○		○
9	聴取書⑦	9	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，3 頁 2 0 行目署名及び印影	○		
		1 0	② 1 頁 9 行目ないし 3 頁 1 9 行目 0（ただし項番を除く。）	○		○
1 0	聴取書⑧	1 1	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，4 頁 1 5 行目署名及び印影	○		
		1 2	② 1 頁 9 行目ないし 4 頁 1 4 行目 2（ただし項番を除く。）	○		○
1 1	聴取書⑨	1 3	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，5 頁 5 行目署名及び印影	○		
		1 4	② 1 頁 9 行目ないし 5 頁 4 行目 4（ただし項番を除く。）	○		○
1 2	聴取書⑩	1 5	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日の数字部分，2 頁 1 0 行目署名及び印影	○		
		1 6	② 1 頁 8 行目ないし 2 頁 9 行目 6（ただし項番を除く。）	○		○
1 3	意見書②		① 2 頁及び 3 頁医師印影，7 頁指示医署名，検査担当者印影，8 頁ないし 1 0 頁不開示部分（ただし③を除く。），1 2 頁不開示部分（ただし③を除く。），1 4 頁ないし 1 7 頁不開示部分（ただし③	○		

			を除く。), 19頁ないし20頁 不開示部分(ただし③を除 く。), 22頁不開示部分(た だし③を除く。), 25頁不開示部 分(ただし②及び③を除く。), 26頁不開示部分(ただし③を除 く。)			
			②25頁「15:46看護所見」 1行目44文字目ないし2行目	○		○
			③8頁ないし27頁URL		○	
1 4	意見書③		①2頁医師署名及び印影, 13頁 不開示部分	○		
			②2頁「依頼事項にかかる意見」 欄不開示部分	○		○
			③3頁印影		○	
1 5	受診経歴等		①4頁不開示部分, 6頁担当者名	○		
			②6頁, 8頁, 10頁, 12頁, 14頁, 16頁及び18頁保険組 合印影		○	
1 6	組織図等		①1頁表中不開示部分(ただし, 「水産」の「現」欄被災労働者氏 名を除く。), 2頁不開示部分 (ただし, 「水産」の「5月」欄 被災労働者氏名を除く。), 3頁 表中不開示部分(ただし, ②, 「03浜見平」欄被災労働者氏 名, 「本部」欄5行目1文字目な いし5文字目, 6行目, 7行目1 文字目ないし5文字目, 8行目な いし10行目, 13行目1文字目 ないし3文字目, 15行目, 16 行目1文字目ないし3文字目及び 17行目を除く。)	○		
			②1頁表外事業主印影, 3頁事業 主印影		○	
1 7	労働者名簿等		2頁及び3頁事業主印影		○	

1 8	人事定期異動履歴等	① 1 頁表の 2 行目ないし 9 行目， 1 1 行目， 2 頁加筆者印影， 6 行 目括弧内 1 文字目ないし 9 文字 目， 1 2 文字目ないし 1 9 文字 目， 7 行目括弧内， 8 行目括弧内 1 文字目ないし 9 文字目， 9 行目 括弧内 1 文字目ないし 9 文字目， 2 3 行目括弧内 1 文字目ないし 6 文字目， 2 5 行目括弧内 1 文字目 ないし 9 文字目， 1 3 文字目ない し 1 9 文字目， 2 6 行目括弧内， 3 0 行目 6 文字目ないし 1 3 文字 目， 3 2 行目 7 文字目ないし 2 3 文字目， 3 3 行目 8 文字目ないし 1 9 文字目	○		
		② 1 頁及び 2 頁事業主印影		○	
		③ 2 頁 3 行目括弧内の数字部分		○	
		④ 1 頁表の下の記載 1 行目ないし 5 行目， 2 頁 1 0 行目ないし 2 2 行目， 2 7 行目ないし 2 9 行目		○	○
1 9	賞与面接票等	① 1 頁ないし 3 頁表中不開示部分	○		
		② 1 頁事業主印影		○	
2 0	事業場提出資料①	① 7 頁作成者職氏名及び印影	○		
		② 1 頁， 2 頁， 5 頁， 7 頁事業主 印影		○	
		③ 1 頁 1 行目ないし 1 7 行目， 2 頁ないし 8 頁不開示部分（ただし ①及び②を除く。）		○	○
2 1	会社案内	1 頁事業主印影		○	
2 2	事業場提出資料②	1 頁事業場印影及び事業主印影		○	
2 3	事業場提出資料③	—			
2 4	時間外労働・休日 労働に関する協定	① 1 頁ないし 3 頁労働者代表者職 氏名及び印影	○		

	届		② 1 頁ないし 3 頁事業主印影		○	
2 5	事業場提出資料④		① 1 頁事業主印影		○	
			② 1 頁 4 行目ないし 5 行目, 7 行目ないし 8 行目, 1 0 行目ないし 2 9 行目, 2 頁 2 行目ないし 7 行目, 9 行目ないし 1 5 行目, 3 頁 3 行目ないし 1 8 行目, 2 0 行目ないし 2 4 行目, 2 6 行目ないし 3 0 行目, 4 頁 2 行目ないし 8 行目, 5 頁 3 行目ないし 6 行目, 8 行目ないし 1 2 行目, 1 4 行目ないし <u>2 0</u> 行目, <u>2 2</u> 行目ないし <u>3 1</u> 行目, <u>3 2</u> 行目 9 文字目ないし <u>3 3</u> 行目, 6 頁 3 行目ないし 7 行目, 9 行目ないし 1 1 行目, 1 3 行目ないし 2 0 行目, 7 頁 3 行目ないし 1 3 行目, 1 5 行目ないし 2 1 行目, 2 3 行目ないし 2 7 行目, 2 9 行目ないし 3 4 行目, 3 5 行目 8 文字目以降, 8 頁 3 行目ないし 1 2 行目, 1 4 行目ないし 1 6 行目, 1 8 行目ないし <u>2 1</u> 行目		○	○
2 6	賃金台帳		① 2 頁不開示部分	○		
			② 1 頁事業主印影		○	
2 7	残業再計算報告		① 1 頁ないし 2 頁不開示部分 (ただし②を除く。)	○		
			② 1 頁事業主印影		○	
2 8	勤務予定表		① 1 頁表の 6 行目ないし 9 行目, 1 4 行目ないし 2 3 行目, 2 頁表の 6 行目ないし 9 行目, 1 4 行目ないし 2 1 行目, 3 頁表の 6 行目ないし 9 行目, 1 4 行目ないし 2 1 行目, 4 頁表の 6 行目ないし 9 行目, 1 4 行目ないし 2 1 行目, 5 頁表の 6 行目ないし 9 行目, 1 4 行目ないし 1 7 行目, 2 0 行目	○		

			ないし 2 1 行目			
			② 1 頁事業主印影		○	
2 9	事業場提出資料⑤		不開示部分	○		
3 0	タイムカード		1 頁事業主印影		○	
3 1	事業場提出資料⑥		① 2 頁ないし 4 頁担当者氏名	○		
			② 1 頁ないし 2 頁, 4 頁事業主印影		○	
3 2	事業場提出資料⑦		—			
3 3	事業場提出資料⑧		2 頁事業主印影		○	
3 4	事業場提出資料⑨		不開示部分		○	○
3 5	関係資料		—			

注) 理由説明書・別表の文書番号 2 5 の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で訂正した。